真備水害訴訟弁護団ニュース

No. 15

2023年8月21日
真備水害訴訟弁護団
連絡先　賀川法律事務所
ＴＥＬ　086-234-8977

《第７回口頭弁論期日》

２０２３年７月２６日、第８回口頭弁論期日が開かれました。この期日では、原告側から第４・第５準備書面及び関連証拠の提出をいたしました。被告側からは、被告倉敷市より第４準備書面及び関連証拠、被告中電より第３準備書面及び関連証拠が提出されました。

そして、清水善朗弁護士が、原告側が提出した第４準備書面の要旨の陳述を行いました。第４準備書面では、主に被告国側の主張に対する反論を述べています。具体的には、①被告国の河川管理の瑕疵に関して、平成元年３月の高梁川水系工事実施基本計画が存在したにもかかわらず、小田川付替を中止して継続して工事を行わなくなったこと、②そのことが格別不合理であること、③樹木伐採に関し、水戸地裁判決等についての国の理解が誤っていること、樹木伐採を実施していれば小田川等の堤防決壊は回避できたこと、④国交省の担当責任者たる公務員が小田川河道付替工事を続行することを怠った行為は国賠法１条１項に該当すること、⑤水量観測データが隠ぺいされていること、平成３０年７月豪雨及び同年９月豪雨における高水流量観測値の公開を求めることなどを主張しました。

第５準備書面では、堤防未整備の瑕疵について被告国と被告岡山県の主張に対する反論を行いました。具体的には、大東水害訴訟最高裁判決の判断基準によったとしても、被告国による小田川の河川管理に瑕疵ありといえること、決壊した地点・区間の堤防高の詳細な数値から、河川管理施設等構造令が求める安全性に欠けていることなどを指摘し、被告岡山県の河川管理にも瑕疵ありといえることなどを主張しました。

次回期日は、本年１２月４日午後２時に指定されています。次回期日には、被告中電等の主張に対する原告側からの反論、今回の原告の主張に対する被告国及び被告岡山県からの反論がなされる予定です。

《報告集会の様子》

今回の報告集会は、弁護団、原告の皆様に加え、報道機関の方々にも出席いただきました。賀川事務局長や清水弁護士からの説明のほか、今後の見通し等について意見交換がなされました。

☆次回口頭弁論★
2023年12月４日14:00～
13:30集合 行進して入廷
期日終了後 報告集会

《原告団会議のお知らせ》

本年度の原告団会議を右記の日程で開催いたします。
皆様の積極的なご参加をお願いいたします。

日　程　２０２３年９月１０日（日）
午後１時３０分から午後３時頃まで
場　所　倉敷市真備公民館
テーマ　① 経過報告
② 会計報告
③ その他

★ウェブサイトQRコード

★Facebook QRコード

★弁護団ウェブサイトのご案内　真備水害訴訟弁護団では、下記アドレスでウェブサイトを運用しております。訴訟の進展等に伴い、随時内容を更新してまいりますので、ぜひご覧ください。また、他に真備水害弁護団のFacebookグループも運用しておりますので、併せてこちらもご覧ください。

★ウェブサイト　http://mabisuigai.starfree.jp/

★Facebookグループ　https://www.facebook.com/真備水害弁護団-336333953660039/